

## 労働基準法違反の疑いで書類送検

### ～違法な時間外労働の疑い～

名古屋東労働基準監督署（署長 山本 祥喜）は、令和6年12月16日、下記の被疑者を労働基準法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

#### 記

#### 1. 被疑者

大新東株式会社 ほか1名

（所在地：東京都調布市調布ヶ丘 事業内容：自家用自動車管理業）

#### 2. 被疑条文

労働基準法第32条第1項、第2項（労働時間）

労働基準法第119条第1号（罰則）

労働基準法第121条第1項（両罰規定）

#### 3. 被疑内容

労働基準法では、同法第36条第1項の規定に基づく労使協定（以下「36協定」という。）を所轄労働基準監督署長に届け出た場合には、36協定で定めた延長時間まで、法定労働時間を超えて、労働させることができる旨規定されているが、被疑者は、中部北陸支店名古屋営業所に所属する労働者3名に対し、名古屋東労働基準監督署に届け出た36協定で定めた延長時間を超えて、時間外労働を行わせた疑いがあるもの。

#### 4. 関係法条文

労働基準法

（労働時間）

第32条

1 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。

**(罰則)**

**第 119 条**

次の各号のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 3 条、第 4 条、第 7 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項、第 19 条、第 20 条、第 22 条第 4 項、第 32 条、……（中略）……の規定に違反した者  
（以下略）

**(両罰規定)**

**第 121 条**

- 1 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

（以下略）